2025年3月1日発行
（毎月1回1日発行）（80巻3号）
ISSN 0035-7774

Digest of Science of Labour

労働の科学

3 March

2025
Vol.80, No.3

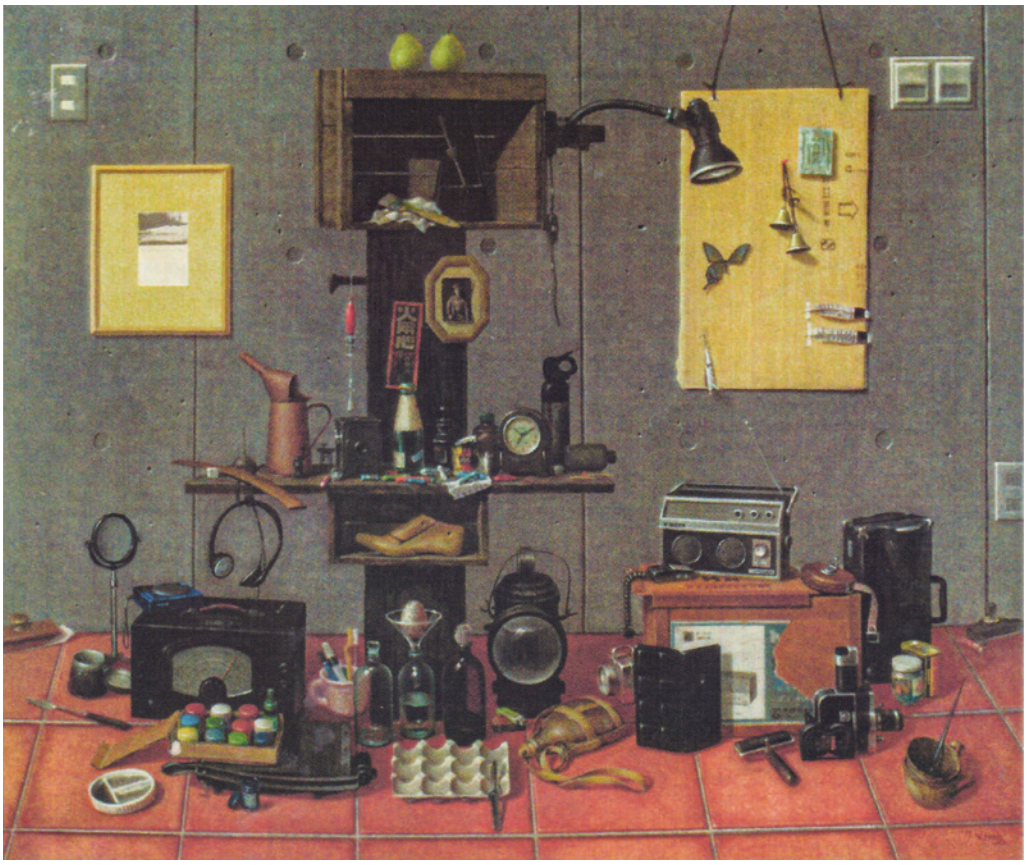

黒の鬼畜物など「火用心」／本城義雄

特集 **災害を他人事にしないために(3)**
能登はやさしや土までも―能登半島地震を忘れない

巻頭言 **連載を終えて**
細川 潔

特別寄稿(2) **児童養護施設における労働組合の役割**
堀場純矢

連載

労研アーカイブを読む⑨
椎名和仁

凡夫の安全衛生論議⑩
福成雄三

タイプライターの歴史とタイピスト⑮
三宅章介

歌舞伎で生きる人たち 廿六
湯浅晶子

銀行と労働⑤
坂本恒夫

ILOインド南アジア産業安全保健通信㉗
川上 剛

大原記念労働科学研究所

Digest of Science of Labour

労働の科学

March 3
2025
Vol.80, No.3

巻頭言　俯瞰（ふかん）

連載を終えて 1
細川 潔［弁護士］

表紙作品：黒の鬼畜物など「火用心」／本城義雄
制作年：2017年
サイズ：1620×1940mm
材質：油彩・キャンパス
出品：第91回国展
表紙デザイン：大西文子

特集　災害を他人事にしないために(3)

能登はやさしや土までも—能登半島地震を忘れない
..... 編集部 5

Special contribution

特別寄稿（2）
児童養護施設における労働組合の役割
—労働組合の有無別にみた職員の意識
..... ［日本福祉大学社会福祉学部教授］堀場 純矢 10

Series

〈シリーズ〉日本スポーツ健康科学学会における職域の熱中症予防の取り組み（10）
熱中症予防指導士活動報告
..... 齊藤 雄司 20

ILOインド南アジア産業安全保健通信（27）（最終回）
インド・南アジアにおける産業安全保健の進展とこれから
..... 川上 剛 24

Series

「＃教師のバトン」で伝わる (41)
教職員の過酷な勤務環境 ..... 藤川 伸治 27

タイプライターの歴史とタイピスト (15)
―タイピスト等に見る職業婦人とは何か―
..... 三宅 章介 34

Column

銀行と労働 (5)
HSBC, 北陸銀行, ロシア銀行によるマネー・ロンダリング事件
..... 坂本 恒夫 51

凡夫の安全衛生論議［疑問と思い込み］(10)
メンタルヘルス問題について考える③
～ストレスチェック制度の効果検証（続き）～ ..... 福成 雄三 54

KABUKI
新作歌舞伎 刀剣乱舞～月刀剣縁桐～東鑑雪魔縁
歌舞伎で生きる人たち その廿六――凪ぐ心，光待つ影 ..... 湯淺 晶子 56

労研アーカイブを読む (109)
地域保健の実践者：小宮山新一
その2「新訂 保健婦読本」について ..... 椎名 和仁 58

BOOKS
『ユーミンと「14番目の月」荒井由実と女性シンガー・ソングライターの時代』
自立した女性像 ..... 椎名 和仁 65

勞働科學のページ 66

ろうけん川柳 67

次号予定・編集雑記 68

連載を終えて

細川 潔

9回にわたる「グリーフケアとリーガルケア」の連載が終了した。読者の皆さまと編集長には心より感謝申し上げたい。『労働の科学』では、「グリーフケアとリーガルケア」以前にも、書評や特集で何度か執筆させていただいたが、ほとんどが編集者からの依頼によるものであった。これに対して「グリーフケアとリーガルケア」は私の方から編集者に持ち込み、掲載していただいたものである。もともと私は過労自死をはじめとする自死問題を多く扱う弁護士であり、また、一般の事件においても相続や交通死亡事故など、人の死に関する問題を扱うことが多い。人が死亡すると、多くの場合、大きな哀しみが伴う。また、遺された者は、死に伴う様々な（時に煩雑な）手続きを行わなければならない。さらに、人の死に伴い、紛争が生ずることもある。哀しみの中で手続きを行うことだけでも大変なのに、紛争となるとさらに負担が増す。紛争を通じて、遺された者が精神的疾患を発症する（又はもともとあった精神疾患が重症化する）ことも、ままある。遺された者だけで紛争を解決することには困難を伴うことが多い。過労自死だったら会社、学校問題だったら学校法人や自治体、鉄道問題だったら鉄道会社とかかわりを持たなければならない。いずれも大きな組織が相手になる。

また、相手が大きくなくても、例えば相続問題であれば、親類と争うことになるのである。その精神的ストレスは、赤の他人と争うよりも過大なものとなろう。人が死亡した場合の心のケアに関する情報は多い。書店に行けばグリーフケアに関する書籍は多々あるし、インターネットで「グリーフケア」を検索にかければ様々なページがヒットし、youtube等でも精神科医が解説していたりもする。グリーフケアの重要性については、言葉では尽くすことができない。しかし、グリーフのケアのみでは事態が解決しないことも多々ある。例えば、親が死亡して相続問題で悩んでいるときに、カウンセラーに話を聞いてもらったり、精神科医から薬を処方されたとしても、一時的に心が軽くなるかもしれないが、それのみでは悩みの根本である相続問題は解決しない。相続問題を解決するためには、相続の制度を知ったり、弁護士等に相談して、相続問題そのものの解決を図らなければならない。

相続は比較的わかりやすいが、過労自死問題にしても、例えば夫が死亡した場合、夫が死亡したという事実だけならばグリーフに対するケアで十分かもしれないが、過酷な労働環境により死亡したのではないかと疑っていたり、妻が経済的に困窮したりしている場合は、やはり、カウンセリングや薬の処方では不十分であろう。この場合も、労災の制度を知ったり、労災の各種手続きをとったり、行政の支援を受けたり、場合によっては、債務整理をしたりする必要があったりするだろう。数は必ずしも多くはないが、グリーフケアの現場から「法的な問題があるのでは？」と考え、私に繋がったケースもある。グリーフケアの現場でも実は埋もれている法的問題も多いのではと考えている。そのような考えから、私の考える「グリーフケアとリーガルケア」を掲載させていただいた。遺された方やグリーフケアの現場にいる方に、人が死亡した際の「リーガルケア」の内容を明らかにし、法的問題を抱えている遺された方にリーガルなケアを受けていただきたい。この度の連載が遺された方の役に立てればと思っている。

ほそかわ きよし
弁護士
越谷法律総合事務所